

【一般職業紹介の状況】

求 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求職者数	326	229	97	▲17.7	▲11.2
有効求職者数	1,460	989	471	▲3.4	▲8.0

求 人

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人数	608	413	195	▲29.8	▲19.3
有効求人数	2,220	1,376	844	▲1.7	▲9.9

求 人 倍 率

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
新規求人倍率	1.87	1.80	2.01	▲0.32	▲0.18
有効求人倍率	1.52	1.39	1.79	0.03	▲0.03

紹 介 ・ 就 職

区 分	計			対前月比	対前年比
	一 般	パート			
紹介件数	419	317	102	▲5.8	▲25.0
就職件数	107	65	42	▲17.1	▲17.7

(▲は減少)

求人倍率：求職者に対する求人の比率

(新規求人倍率＝新規求人数／新規求職者数 有効求人倍率＝有効求人数／有効求職者数)

【雇用保険の状況】

雇用保険適用

区 分	男	女	計			うち事務組合委託
				対前月比	対前年比	
適用事業所数			973	0.6	6.6	301
資格取得者数	220	237	457	0.0	29.1	29
資格喪失者数	165	132	297	16.5	▲3.3	13
被保険者数	14,131	7,670	21,801	0.8	2.6	2,081

雇用保険給付

区 分	受給資格	決定件数	受給者	実人員	支給額 (千円)	
		対前年比		対前年比		対前年比
一般求職者給付	103	9.6	342	4.0	44,021	21.5
高齢求職者給付	10	25.0	14	16.7	3,011	16.4
短期特例一時金			3	—	593	—
再就職手当			42	133.3	19,230	224.6
就業手当			0	—	0	—

賃金情報(中途採用時・職業別)

職業別	一 般					パート				
	求人賃金		求職賃金			求人賃金		求職賃金		
	上限	下限	性計	男	女	上限	下限	性計	男	女
職業計	259,685	188,348	204,107	232,753	158,139	1,005	942	817	818	817
管理的職業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
専門的・技術的職業	276,992	206,601	203,103	230,000	174,285	1,258	1,048	1,000	—	1,000
事務的職業	267,210	180,111	223,333	386,875	159,512	889	810	838	800	840
販売の職業	267,541	195,612	212,000	243,529	145,000	804	757	841	900	830
サービスの職業	226,802	169,782	168,421	182,222	156,000	1,051	1,031	812	—	816
保安の職業	—	—	—	—	—	800	800	—	—	—
農林漁業の職業	200,000	160,000	—	—	—	1,500	1,400	750	750	—
生産工程の職業	243,519	177,366	186,296	204,000	135,714	960	906	783	—	783
輸送・機械運転の職業	282,519	209,163	233,500	233,500	—	900	800	726	726	—
建設・採掘の職業	307,244	193,155	229,090	236,000	160,000	—	—	—	—	—
運搬・清掃の職業	181,656	161,314	180,357	185,217	158,000	896	845	756	775	755
分類不能の職業	—	—	166,250	166,250	—	—	—	875	1,000	833

*この情報は、当月中に受理した求人及び求職に係る賃金で、一般の場合は基本給及び定額的に支払われる手当の合計額、パートの場合は時間額です。

*求職賃金は、一般は希望月額で、パートは希望時間額です。賃金額は、求人・求職いずれも税込み額です。

*金額は、いずれも平均額で、「—」は対象データがないことを表示しています。

職業別 求人・求職の状況

職業別	一 般			パート		
	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
職業計	1,235	989	1.25	741	469	1.58
管理的職業	1	5	0.20	0	1	0.00
専門・技術的職業	146	119	1.23	52	45	1.16
事務的職業	162	284	0.57	35	122	0.29
販売の職業	276	101	2.73	131	40	3.28
サービスの職業	204	81	2.52	311	74	4.20
保安の職業	0	5	0.00	2	1	2.00
生産工程の職業	152	129	1.18	31	27	1.15
輸送・機械運転の職業	122	81	1.51	8	9	0.89
建設・採掘の職業	87	33	2.64	3	2	1.50
運搬・清掃等の職業	75	112	0.67	164	125	1.31
その他の職業	10	39	0.26	4	23	0.17

*求人数、求職者数、求人倍率は全て月間有効数を対象にしています。

*一般、パートとも常用(臨時等は除く)です。

**雇用の分野で
障害者に対する差別が禁止され、
合理的配慮の提供が義務となりました。**

●改正障害者雇用促進法が施行されました

「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成28年4月1日に施行されました。

改正のポイント

①雇用の分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人の不当な差別的取扱いが禁止されています。

②雇用分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

③相談体制に整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。
障害者からの苦情を自主的に解決することが義務とされています。

対象となる事業主の範囲は、

事業所の規模・業種に関わらず、すべての事業主が対象となります。

対象となる障害者は、

- ・障害者手帳を持っている方に限定されません。
- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

